

了祥における『歎異抄』の研究

細川 行信

(大谷大学助教)

はじめに

『歎異抄』は、かつて蓮如上人が「当流大事聖教」とされて以来、室町末期から江戸時代へかけて、相当数に及ぶ書写本を知ることができ、宗門内において可成り読まれた事が窺われるが、しかし、その著者が明確でないことは、聖教編纂の場合も問題となったようである。こうした中で、西本願寺で主として行われた覚如上人説に対し、東本願寺では香月院深励(一七四九～一八一七)が恵空・慧琳の説を承け、さらに所謂「三文一理」を立てて如信上人と推定(『歎異抄講義』)し、これが高倉学寮の伝統の説とされてきた。しかし、明治に入って『歎異抄』が宗門の内外をとわず広く読まれるようになると、まず明治三十二年、深励の『歎異抄講義』について、同四十年に妙音院了祥(一七八八～一八四二)の『歎異抄聞記』が平松理英によって刊行されるや、ひろく研究のためにも、この『聞記』が用いられるに至った。

ところで、了祥といえは実は深励の門下であり、かつて学寮に入り、その社中の一人として勉学し、寮司にまで進んだが、そののち三河の自坊へ帰って、歴史的考証の上に立った独自の研究を進め、とくに『一枚起請文講義』・『異義集』・『後世物語聞書講義』・『選択集昨非抄』・『歎異抄聞記』・『評弥陀経義集』・『弁御消息集』・『末法燈明記講義』

などは注目すべきもので、このうち『歎異鈔聞記』は最晩年の講義であり、『歎異抄』研究における古今独歩といわれるものである。就中、その鋭利な推察と精緻な考究は、当時の宗学研究の中にあつて、ことに貴重なものと云わなくてはならないが、私には特にその了祥における『歎異抄』研究の方法論に注意が惹かれる。これについて今『歎異抄』の著者に関して、師の深励が如信上人と決択したのに対し、河和田の唯円と論定した事など、まことに適切な料簡による所説を出したが、実はかかる結論の見解に至るまでの、了祥みずからが歩んだ研究過程を、私なりに出来るだけ具体的にまとめ、以つてその一途な精進のほどを偲ぶ縁としたい。

一

『歎異鈔聞記』は天保十二（一八四一）年八月十二日に開講し、その講義の完結をみずして、翌十三年四月八日、ついに了祥は五十五歳で示寂したため、いわば未完成の講録と申すべきであるが、その所破の異義についての詳細な研究にもとづく講述は、了祥一代に亘る研鑽の総決算ともいふべきもので、それが歴史的・思想的背景を重視した地道な研究であるだけに、ここに至る迄の過程を考えてみたい。今は一応、その初老以後における講述中、一般に知られる著作を年次順に並べると、次の如くである。

年 歳

天保	元	四三	選択集昨非鈔（五卷）
"	二	四四	末法燈明記講義（一卷）
"	四	四六	閑窓独語（一卷）・女人往生願海章（二卷）・一枚起請文聞記（一卷）・
"	七	四九	正信偈聞書（二卷） 後世物語聞書講義（一卷）

今、この一覽の順序にしたがい、それぞれの著述内容を窺えば、了祥の研究方法を概ね知ることが出来るが、それはともかくとして、最後の『歎異鈔聞記』に「私ニモ、ハヤ三度ホド講ジテミタガ」(真宗大系本一三頁上)といい「今マデ三度此鈔ヲヨムガ」(真大本一八頁上)と、いままでに『歎異抄』を二度講読したことが知られ、随所に『選択集』や『教行信証』をはじめ、『末法燈明記』・『往生要集』・『語燈錄』・『唯信鈔』などが引文されると共に、異義に関しては前にまとめた『異義集』によるところ多く、このほか、とくに『末燈抄』・『御消息集』・『血脈文集』など宗祖の御消息も屢々用いられている事は、私に注意されることである。これについて、了祥における『歎異抄』の研究、すなわち『聞記』を加えて四度の講義は、その回を重ねるにしたがって研究を深めたものと考えられる。これに関して『聞記』に『歎異抄』後序の一段について「時ニ香月院モ茲ニマゴツカレ、私ニモ前ノ講録ニハ大イニ迷ツタガ、今度ヨク究理シテミルニ」(真大本四一頁下)とあり、その一途な研鑽のほどが察せられる。そして実は、この前三回の講義のうち偶々、文政十一(一八二八)年の講録の写本に眼福を得ることができ、さらに御消息としては『弁御消息集』しか知られなかったが、先般はからずも『末燈鈔聞書』の講録を詳しく知る事ができ、ここに『異義集』の労作と共に、新らしく右の両講録によって、その一貫した研究の方法と過程を更に詳しく知る縁に恵まれた事は、私なりに喜びとするところである。猶こうした了祥における研究の態度が、若き法住(一八〇六—一八七四)をしてその門に学ばしめ、後その了祥の説を「三河和上ノ発揮」として、敬慕せずにはおられなかったものであろう。ともあれ、この法住の入門は文政八(一八二五)年のことで、そののち十一年間、師弟共に『歎異抄』の領解に努め、とくに元祖・宗祖門下の異義の研究と、宗祖御消息の研究に精進したことが推察できる。すなわち、これについて大谷大学図書館に所蔵される了祥自筆の『異義集』十六冊は『続真宗大系』本の解題にも述べられるように、かなり長い期間に亘る

筆録編輯であり、欄外にまで及ぶ註記は、そのうち逐次追加していった苦心のほどが窺われるもので、とくにその第十一冊中に「文政十丁亥之仲夏」の記入があり、さらに第十五冊と第十六冊にも夫々の表紙に「文政十丁亥之首夏」と誌されることから、文政十（一八二七）年を挟んで前後数年にわたる、いわゆる談義本の収集とその考証の結果であると申さねばならない。そして、この『異義集』撰述の傍ら『歎異抄』が講じられた事については、徳敵筆記の『歎異抄聞記』に「文政十一年戊子五月七日開講」とあり、前九条を三十二回に分けて述べてある。このうち「其十七」のところに「其一念義が立方へ去年具ニ弁シテ」として「一枚起請文再講ノトキヲ云」と割註のあることよりすれば、文政十年に『一枚起請文』の講義が行われた事がわかるが、猶これについては前記の徳敵（駿河の長栄寺に住し、徳水・穂洲・僧淳・僧蓮とも称す）が三河へ来て、枕流社に列して了祥より筆録した講録中、『一枚起請文耳喰』（二冊）の乾に「于時文政第十丁亥年晚夏十九日開筵」とあり、また『一枚起請文隨聞記』（一冊）には初めに「鳳州龜水講主述禿士穂洲執筆」とあり、終りに「一枚起請文、此文元祖大師鶴林ノ極唱一代ノ終歸爰ニ尽テ無ク不レ尽、漢和一代ノ聖教ヲ広トシ選撰二卷ノ本末ヲ略トシ此文一帙ヲ要トスベシ」とし、さらに奥書に「于時文政第十丁亥歲秋八月於大艸正樂精舍開筵 副講鳳洲了祥寮司述 釈氏徳敵識」と記し、その再度に亘る講義によっても『起請文』研究の重要性が窺われる。さらに『興御書』・『唯信鈔』・『後世物語』・『弥陀經義集』などの研究から窺えば、とくに元祖およびその門下に注目していた事が推察される。そして、この元祖門下の研究は、当時ひろく読まれていた『語燈録』の会通にも刺戟されて、宗祖御消息の研究へと向わしめたように『弁御消息集』はその成果といわれるべきものであり、また既に先輩の宣明の『末燈鈔節義』（一八〇四年述）や法海の『末燈鈔壬申記』（一八二二年述）など講録のある『末燈鈔』研究について、了祥みずからも『末燈鈔』を講じて『末燈鈔聞書』を残している。この『聞書』は全二十二通にわたって講述したものではないが、第一・二・五・十七・三・四・六・七・十四・十五・十八・八通の順序で、重点・達

意的に述べたもので『末燈鈔』研究の上で、とくに注意すべきものであると共に、これが了祥における『歎異抄』研究上、密接に関係することは更に内容に入つて私考してみたいところである。ところで、本書は表題解説のところ、「今日写シマフタラ文政十二六月廿三日」とあり、文政十二（一八二九）年の講義であることが知られる。したがつて今、ここにあげた講録を中心に、その期間中の開筵を徳庵筆写本により補い、一覽表を作ると次の如くなる。

文政	一〇	四〇	御文耳喰（四月・四冊）・一枚起請文耳喰（六月・二冊）・一枚起請文隨聞記（八月・一冊）・論註隨聞記（九月・七冊）・異義集（撰述中）
〃	一一	四一	三心訓義問答啓記（二月・二冊）・歎異鈔聞記（五月・一冊）・御文章
〃	一二	四二	十六難文（六月・一冊）・正信念仏偈筆記（九月・三冊） 末燈鈔聞書（六月・二冊）

二

文政十一年の『歎異鈔聞記』は、後の『歎異鈔聞記』に先立つ前三回の講述中、何回目にも当るものか、まだ私には明らかにしえないが、両『聞記』の間に十三年の距りがあるので、その内容についても研究上かなりの開きがあると考えられる。今これについて、前『聞記』を詳しくうかがうと『歎異抄』の作者に関して「旧キ聖教目録并ニ西ノ法要、是ニハ覚師ノ御作トシテアリ、覚師ノ御作ノ終ニ歎異抄・決定抄ヲ挾ダガ法要チヤ、偕惠空ノ聖教目録并ニ近來ノ仮名聖教ニハ如信上人ノ御作トシテ入レテアリ、ソレガモト年号モナク作者モナイ聖教デ、蓮師ノ御跋ガ一寸ツイテオルガ夫レモドナタト云フコトハナイ、由テ諍ガ出来タモノ、乍去ソコヲ亀陵師并ニ龜洲師議論ヲ定メテ三証一理コレヲモツテ如信サマニ究メルナリ」として、次いで師・深励の主唱する三証一理をあげるが、さらに「露命ワヅカ

ニ枯草ノ身ニカカリテ」の語について「コレハ古語ヲ御取リナサレタ様ニ見エルガ、未其元ハ不_レ考_レ得、其義ハ命ヲ露ニタトヘ身ヲ枯草ニタトヘ、身モ命モ老イ歳ヨリテ二后タノミナイ姿ヲ顯シタモノ、依テ如信上人ノ御老后ノ御撰集ト云コトガ、コノ御言デ顯ハル、也」(其四)と述べる。この如信晩年の撰述説は深励の考証を一步すすめたものと考えられるが、かかる事例は深励の『講林記』と今の『聞記』とを比較すれば極めて明瞭であり、とくに元祖門下の念仏義について、前者は殆んど語るところがないのに対し、後者はこれについて詳しく述べる点は、注意すべきことと思われる。今これについて『聞記』のなかより資料を抜き出すと、まず『元祖ノ御伝』(『勅修御伝』)をはじめ『十卷伝』・『黒谷伝』・『行状翼賛』などの伝記類、それに『七箇条起請文』・『一言芳談』・『語燈録』、あるいは鎮西の『伝通記散善義』・『決答疑問鈔』・『決疑鈔要意問答』や西山の『散善義立信鈔』・『楷定記』、それに堯恵の『選択私集鈔』などをあげる。なお、この『聞記』には初めに「浄土真宗ノ相承ヲ案ズルニ」として、すでに深励の講録にも述べられる通り『選択集』の「生死之家以_レ疑為_レ所止_レ涅槃之城以_レ信為_レ能入_レ」(三心章)にもとずいて考究されるが、了祥の場合「鎌西ハ皮ノ如ク、西山ハ肉ノ如ク、吾祖ハ其髓ノ如ク深ク念仏ノ宗意ニ立入テ御相承アラセラレタモノナリ」として端的に弁別すると共に、さらに九品寺・長楽寺および一念義についても可成りの理解が窺われる。

ところで一方、了祥は元祖門下の念仏義の研究において、大部な『異義集』を編述したが、今の『歎異鈔聞記』には右書よりの記載がないので、恐らく『聞記』の講ぜられた文政十一年には未だ『異義集』は完結していなかったと思われる。しかし『聞記』には『歎異抄』後序に載る「勢観房念仏房ナンドマフス御同朋達」について「勢観ハ一枚起請デ云タ聖光ト腹ガ合テ勢観ノ迹ハ鎮西ニナリテシモフタ也」(其三)とあり、第一条の「念仏申サント」について「一枚起請デ弁シタ念仏ニ四通アリ、ロデ称ルノミ念仏デハナイ、今本願ノ念仏ハ口称ノ念仏デヤデ念仏申サント云」(其十三)と述べるところより、『一枚起請文』の研究を踏まえている事は明らかである。而して、この『起請文』

についての度々の研鑽には、それが元祖の説かれた念仏往生の至極であると共に、直接には当時、悪人正機に対する鎮西よりの論難があつた事も影響したと思われる。すなわち『聞記』に「和燈四十一ニ黒田ノ上人ヘツカワス御文ガアル、是ヲ誤ツテ黒谷ノ上人ト書タガアルガ、義山ガ考ニ西国ノ黒田ト云処ニ元祖ノ御弟子在テ今ニモ其石碑ガ残テ居ルト云コト、偕其御文ニ罪人ナホムマル何況ヤ善人ヲヤトアル、サシ当テコレガ今コノ章ト反覆シテアル」(其十七)とあり、この義山の批判に対し、ついで「首書ニモ龜洲ノ説ニモツトメテコノ会通ガ設テアル、別シテ龜洲ノ説ハヨク聞エタ正義ナレドモ、コトガ略ヂヤデ残り多イコトガアル也」と師説を評し、以下みずからの領解を詳しく述べる。今その自解を要約すれば、元祖が善人往生をいわれたのは「乃至一念ト説タ釈迦ノ經説ガツブレ、悪人正機ト云善導ノ相承ノ釈ガツブレ」てまで決して申されたものでなく「元祖御在世ニ最早一念義ガ起テ元祖ノ御破門ニナリタ」という元祖門下の動静を具体的に知らねばならぬことを強調する。かくて了祥は『異義集』の撰述に精進し、その中で主として成覚房幸西・法本房行空の「一念ノ異義」(卷一)に着目したことは特に留意すべき事と思われる。ただ幸西の一念義を、行空の場合と同じく一概に異義として規定することは、恰も隆寛を多念義の祖とすることと共に、今日では認められない事であるが、それはともかく、了祥が念仏相承の正義を領解するため、元祖門下の一念義を研究して「往生ハ一声デ済ムデ、余計ノ念仏ハ無益ト云ヒ、悪人正機ノ本願ヂヤデ、悪ヲ造ルヲ憚ルコトハナイ、悪事スルガ却テ本願ノ正機ヂヤト勸メ立タ、夫ガ末燈・御消息集等ヲミレバ」(『聞記』)として、宗祖の御消息を注視する。かくて、翌年『末燈鈔』を講述し、その時の筆録が『末燈鈔聞書』上下二冊である。

さて、この『聞書』によれば、了祥は『末燈鈔』を講ずるに当り、まず『御消息集』との関係について「今、御聖教ノ中ニ御消息集ト云ガ二タ通りアリ、恐クハ其御消息集ヲ再度ヒ撰ビ分ケサセラレタガ此末燈鈔デアロウカト思フ」とも「此書、末文ニハ念仏成仏ノキモ魂ヒナド、仰セ置レテアレバ、此抄コソ真宗ノ奥義、依テ方便モ真実モ一

ツニ集メタ御消息集ノ中カラ殊更末ノ燈トナルベキ物ヲ拔出シ選ブガ此鈔ト思ベシ」とし、更にまた『和語燈録』との關係をも述べる。もつとも「末燈鈔」の題名は、現存最古の乗專書写本にないので、編者の從覚が付したものと認められないが、識語にみられる初めの編集が正慶二年四月二十五日である事について「廿五日デ元祖ノ御縁日ナレバ不計思召ニ叶フヤト御喜ビガアリ」とも「此從覚上人ハ元祖ノ御命日ニ書キ畢セラレタサヘ御喜ビ、去レバ今ノ世ノ訳ナシニ思フトハ大違也」と評し、つづいて「今此末ノ燈ト云其燈ハ何ゾ、自力ヲステ他力ニ帰シ念仏往生スルガ燈ビノ燈ビタル処也、之ヲ忘レテハナラヌ也、去レバ一者元祖ノ実意ヲ伝ヘ、二者吾祖ノ実義ヲ顯ス、末ノ世ノ燈ビトナルガ此書、其御意トハ歎異鈔ニクラベテ思フ時ニ強テコ、ニカ、リ合フト云事デモナイガ、チト因縁ガ有テ弁ズル」として、以下に『西方指南抄』について述べる。さらに『末法燈明記』との關係については「其末燈鈔トハ先達テ末法燈明記ヲ讀ダ時、彼是弁ジタ如クヂヤ」として、当時の『末法燈明記』研鑽の程も察せられ、そのうち天保二（一八三二）年の『末法燈明記講義』一卷は、日頃の『燈明記』研究の成果と云えよう。

なお『末燈鈔』第一通で論じられる有念無念について「御消息集ノ方ニ此有念無念ノ争ヒノヨロシクナイ事ノ御手紙ガアリ、夫ヲ一念多念ト組デ御誠メナサレテアル」とし、さらに「都テ此末燈鈔・御消息ハ一念多念ノ争ヒヲ知ラヒデハ弁セラレヌ」と述べる。かくて、了祥は『末燈鈔』・『御消息集』はもちろん『歎異抄』領解の上にも、異義発生の根となる一念・多念の兩義を明らかにするため、異義關係の資料考証に力を注がれたことは、それが当時として困難な研究であるだけに、特筆すべき事と再確認しなければならない。

二

文政十一年の『歎異鈔聞記』は第九条までを順を追うて講述したのに対し、晩年の『歎異鈔聞記』には「此鈔第十

章ニ出ル無義為義ノ事、元祖ヨリ御相承デ是ガ上ニ向ヘバ九ケ条ノ決スル所ガコノ無義為義、下ニ向ヘバ八ケ条ノ根トナルガ此ノ無義為義」(真大本六二頁下)とのべ、各条に亘つては第十の無義為義章より講じ、しかも達意的に述べである事は、その内容・表現において兩『聞記』の上に可成りの開きがある事を知りうる。こうした兩講録の中にあつて、さらに了祥の研究メモと認められる『歎異鈔明証』(徳庵筆写・長栄寺藏)なる一本は、筆録年時が記してないが『諺草』や『和訓栞』などを引いて文字考証の詳しいことは、前期『聞記』によく似かより、また「龜水師十八章票目」の各条名目(但し『聞記』は九条)が第五条(『聞記』では「父母孝養章」)を除き同じである事は、後期『聞記』の条目と多く異なる点より考えても、この未紹介の『歎異鈔明証』が後期『聞記』よりも前期『聞記』の時期に近いことが窺われると共に、そのころ既に了祥が全十八条を体系的に考察しようとした意図が、次の如き「票目」の列記によつて知られる。

- 一、誓願不思議章 — 十一、差別不思議制
- 二、但信念仏章 — 十二、經論学解制
- 三、悪人正機章 — 十三、禁誇本願制
- 四、二門慈悲章 — 十四、深信滅罪制
- 五、念仏孝養章 — 十五、即身開覚制
- 六、弟子相論章 — 十六、常恒回心制
- 七、念仏無碍章 — 十七、胎生墮獄制
- 八、非行非善章 — 十八、施量分報制
- 九、増治懈怠章

了祥における『歎異抄』の研究

十、無義為義章

ところで、右のごとき師訓十章と異義八制について、晩年の『歎異鈔聞記』には「祖訓ノ十条モ垂誠ノ八条モ、皆此ノ無義為義ヘタ、ミ込ム」(真大本七九頁下)と述べ、とくに『教行信証』の行・信二巻の骨髄として、第十条の「無義ヲモテ義トス」を「上下ノ枢」(真大本八一頁上)として最も重視した事については、それが『歎異抄』研究による当然の帰結には違いないが、さらに私には今一つ『末燈鈔』の研究にも起因すると推察する。すなわち『末燈鈔聞書』によると、第二通と第五通の両通にのる「義ナキヲ義トス」について詳細に亘る解説が施され、第二通の「如来ノ御チカヒナレバ、他力ニハ義ナキヲ義トスト聖人ノオホセゴトニテアリキ、義トイフコトハ、ハカラフコトバナリ行者ノハカラヒハ自力ナレバ義トイフナリ、他力ハ本願ヲ信樂シテ往生必定ナルユヘニ、サラニ義ナシトナリ」の本文について「先元祖ヲ引テ自力ハ義也、他力ハ無義也、無義為義デニ力ヲ仰セラル、倍此義ナキヲ義トスト云事、歎異鈔ニモ弁ジタガ未ダ心残リシタ事モアリ、夫ヲ思ヘバ〳〵大事ノ事ヂヤ、由テ今此ヲ弁ズル」として『和讃』・『御消息』をはじめ『念仏仮名法語』・『一言芳談』・『語燈錄』・『黒谷伝』・『一枚起請文』など広く引いて「元祖デハ義理ノ事、吾祖デハ自力ノ事、如此セネバ文字ガ済マヌ、乍去元祖ニスベテ計ヒ戒ムル義モアリ、吾祖ニ学問戒メル義モアリ、夫ハ互ニ通ズレドモ無義為義ト云言ノ上ハ一転ト知ルベシ」と元祖相承と其の義の一転を述べると共に、さらには無義為義が「自然ト云事、其落込ム処ハ一ツデ」として「先、天親ノ浄土論、総ジテハ三経、別シテハ大経ノ真実ヲ頭ハシタ論デ、吾祖浄土真宗ト名乗リ玉フ根本ノヨリ処ガ浄土論、其浄土論ニ廿九種荘嚴ヲ頭ハスニ皆悉ク不可思議ト云義ヘ追込ンデアルヂヤ」にはじまり、以下くわしく三経・七祖の伝統を講述し、ついで義について四義をあげ、一に「計義ノ義」・二に「造作ノ義」・三に「学解ノ義」・四に「斟酌ノ義」を夫々に説明する。

ところで、了祥の『聞書』は慧琳の『末燈鈔艦』を主に参照し「亀陵ノ艦」・「亀陵ノ説」と称して多く引用するが

その所説をも時には可成り強く批判する。このほか惠空（一六四四～一七二二）の『叢林集』や月筌（一六七二～一七二九）の『真宗関節』、あるいは父・義陶（一二四〇～一八二二（列伝））の説や高田派・惠海（一七〇七～一七七二）の説をも参考する。こうしたなかで特に第五通の所謂「自然法爾章」について、その大意を述べるに「亀陵師ノ艦ニ黒谷伝二十一巻ヲ引テ元祖ノ仰セシ法爾道理ト云事ガアル、火ハ自ラ空ニ登リ、水ハ自ラ下リ様ニ流レ、梅ハスク柿ハ甘ク誰シタデハナケレドモ天然トソウヂヤ、弥陀ノ本願念仏スレバ助ケントアルデ念仏スレバ来迎ハ法爾ノ道理ヂヤトアリ、恐クハ此御相承歟ト云ハレタ、高田ノ惠海モ之ヲ引タ、今考ヘテ見ルニ少シ師ガ違フ、元祖ノ仰セハ念仏スレバ来迎ガ自然ヂヤト云事、吾祖ハ信ズル念ズルモ往生モ皆他力ト被仰、乍去彼ノ義ナキヲ義トスモ元祖デハ義ハ学問ノ事、吾祖デハ義ハスベテ計ヒノ事一転シテ出ル、去バ此自然モ元祖デハ転ジテ仰セラル、ガ夫ハ知レヌ、頭カラ合ヌ時ニ元祖ノ法爾道理ノ御教化、艦対法論ナドヲ引テアルガ夫ハ合ハヌ」として、そのあと自然という事について論じる。このように、第二・第五通の講述より「義ナキ」の義について、元祖と宗祖の場合には内容の上で異なる事を主張するが、なかならず元祖の場合、第一通の講述で元祖が「学問沙汰ハ止メテ念仏バカリデ御暮シナサレタモノ、由テ色々ノ沙汰ハ鎮西ハ鎮西、西山ハ西山、手前ノ考ヘガ多ヒ」と、門下の学解・諍論に注目された事は、如何にも了らしい考察といわねばならない。

なお『末燈鈔聞書』では、元祖における「無義」の義を「吾祖ニ来リテハ其義理ヲ一ツ転ジテ一ト弘ゲ弘ゲテ向ノ相手が不思議ノ本願ヂヤデ、夫ニ立向フ行者モ異議ト思ヒ斗フテハナラヌ、不思議ヲ不思議ト信ズルヂヤデ計ヒノナヒ事ニシテ仰セラル」と宗祖への展開を述べるが、さらに同書において、第六通を講ずるなかに『後世物語』をはじめ『唯信鈔』・『自力他力事』に「皆、他力仏力デ往生スルト云事ガ云テアルヂヤ、由テ如来ノ御計ヒニテ往生スルヨシ唯信鈔ヤ自力他力ナンド聖覚ヤ隆寛ナド、云人々ガ申サレ候ヒケル」とし、また元祖の「浄土宗ノヒトハ愚者ニナリ

テ往生ス」という仰せについて「愚癡無智デアリ乍ラ目出度往生スルハ如来ノ御計ニ違ヒナヒ、今愚癡無智ノ者ノ目出度往生スルデ他力ノ御計ヒト云事ヲ能ク知レト云事ヂヤ」として、愚癡の者が如来・仏力・他力の御計（義トス）の義）によって浄土へ往生することを述べるが、これについては、後の『歎異鈔聞記』に『末燈鈔』第六通の意を通して「愚癡ニカヘリテ往生スルヲ無義為義トイフナリ」（真大本七四頁上）と述べる。このようにして晩年の『聞記』をうかがうと、その『聞記』が当時としては稀にみる広範にして嚴密な研究で、それだけに了祥の苦勞のほどが偲ばれるものであるが、とくに師訓と異義の対応、なかならず第十条に関して「元祖ハ三心ヲ要トシ、聖覚ハ唯信ヲ要トシ、吾祖亦唯信ヲ要トスル、マコトニ水モ漏ラヌ、然レバ元祖相承ノ法門ハ唯信唯称ニシテ、義ナキヲ義トスル、コレガ決択ナリ、ソコデコノ第十章ヲ広クミルト、車ノ真棒前九章モコ、へ落込ミ、後八章モコ、へ落込ム、コレガ私ノ大科ノ自慢」（真大本二一～二二頁）と述べ、さらに異義の体を誓名別信と專修賢善においてとらえ『御消息集』の研究（『弁御消息集』）から「全体コレガ御消息ニアル一念ノ諍ヒト云フコト、ソノ化ケタガ誓名別信ナリ、多念ノ化ケタガ專修賢善ナリ、依テ今此ノ異義ノ誠メノ体ヲ二ツトミル、第一・第二章ハ誓名別信ノ誠メ、第三・第四章ハ專修賢善ノ誠メ、後ノ四章ハ二執ノ中、マセコゼニシテ出シタモノ」（真大本二二頁上）明示された事は、今日『歎異抄』を学ぶ上に良き手引であると同時に、私には了祥の行った研究方法そのものについて、いささか知りえた範囲におけるだけでも、教えられるところ大なるものを痛感する次第である。